

## 農業委員会定例会 2月

1. 開催日時 令和4年2月18日 午後2時2分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 7番委員
4. 議事日程
  - (1) 協議事項  
農地利用最適化推進委員の欠員補充について
  - (2) 審議事項
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
    - 議案第2号 農地改良に係る届出について
    - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
    - 議案第4号 青年等就農計画認定の審査について
    - 議案第5号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局

若干定刻を過ぎましたが、ただいまから定例会を開催したいと思います。定例会開催に先立ちまして、去る1月26日に他界されました農地利用最適化推進委員、■■■■さんのご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。

皆様、ご起立ください。

黙とう

黙とうを終わります。ご着席ください。

それでは、議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。今、■■■■推進委員のご冥福をお祈りしました。我々は、この任期のうちにお二方を亡くすことになりました。非常に残念です。皆様も、くれぐれもお身体には気を付けて、いろいろな業務に携わっていただきたいと思います。ただいま、コロナ禍で、まん延防止の時期でございます。皆様方のご協力を得て、できるだけ早めに進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名人ですが、11番委員、12番委員をお願いします。

はじめに、協議事項（農地利用最適化推進委員の欠員補充）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

■■■■委員が亡くなったことにより、農地利用最適化推進委員が欠員となりました。小豆島町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程では、第10条で「解嘱、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、速やかに当該地区推進委員の補充に努めるものとする。」と規定されていますが、欠員の補充にあたっては通常の推進委員の選任手続と同様の手続きを要し、おおむね1月の推薦及び募集期間を経て委員を決定、農業委員会の議決を得なければなりません。現在の農地利用最適化推進委員の任期は令和4年3月31日までであり、今年度末で改選となることから、補充委員の在任期間はごく短くなる見込みです。当該推進委員の担当地区を農業委員が受け持つことも可能とされており、このような状況で、農業委員会の所掌事務を適切に処理できる場合、必ずしも欠員を補充する必要はないこととなっています。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご意見がないようでございますので、欠員補充しないものとします。  
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番から9番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 1,743 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 1,322 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 437 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 390 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 242 m<sup>2</sup> の計5筆4,134 m<sup>2</sup>について

2番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 323 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 376 m<sup>2</sup> の計2筆699 m<sup>2</sup>について

3番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 295 m<sup>2</sup> について

4番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 746 m<sup>2</sup> について

5番は、**■■■■**県在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 432 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 262 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 327 m<sup>2</sup> の計3筆1,021 m<sup>2</sup>について

6番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 155 m<sup>2</sup> について

7番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 83 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 454 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 208 m<sup>2</sup> の計3筆745 m<sup>2</sup>について

8番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 253 m<sup>2</sup> について

9番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 畑 553 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 476 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 375 m<sup>2</sup> の計3筆1,404 m<sup>2</sup>について  
**■■■■**の**■■■■**が1番と2番と4番から9番については譲

り受け、3番については使用貸借権を設定して、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■の現在の経営規模は191,672.29㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。  
なお補足で、3番はR4.2.28まで譲受人と利用権設定がされており、3条許可はR4.3.1以降となります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい、件数が多いのですが、この（議案（図面）の）地図にある、（■■■■■）の上の場所は、雑木林を綺麗にしたいという（■■■■■）の意向があります。■■■■■下の■■■■■はすぐに■■■■■を植えられる状態で、■■■■■は細く狭小なので、（■■■■■）植えられても2～3本が限度ですが、■■■■■なので問題ありません。

2番委員 ■■■■の案件同様、■■■■■についても■■■■■は力を入れて取り組まれています。同様に■■■■■に集積するというので、何ら問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 153㎡ について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は2,204㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。

事務局 7番委員からは、譲渡人の■■■さんの家が申請地の横にあり、一緒に売却したいそうで、今回、■■■さんには無償譲渡したということで問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

10番委員 この家は売れたのでしょうか。

事務局 わかりませんが、今回、家とセットでと聞いて案件に出ているので、家も売れるという約束になったからではないでしょうか。

議長 他にございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の11番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 11番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■■田 464㎡ について■■■の■■■さんが譲り受け、申請地では■■■を栽培する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は447㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員 ■■■さんは■■■さんの妹になります。■■■さんはこちらに帰られないので、兄である■■■さんが譲り受けるそうです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の12番と13番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

12番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 285㎡ について  
13番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 298㎡ について  
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は10,603.21㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員は私です。■■■■さんは、前回の認定農業者の審査の際にもありましたとおり、（経営）規模の拡大を図っています。問題ありません。  
この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の14番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

14番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 431㎡ について  
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は290㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11番委員

■■■■さんはここで12年程■■■■を栽培しています。■■■■さんから所有権移転するだけなので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第2号（農地改良に係る届出）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、■■■■の■■■■■所有の  
■■■■■ 田 248 m<sup>2</sup> と  
■■■■■ 田 407 m<sup>2</sup> と  
■■■■■ 田 397 m<sup>2</sup> と  
■■■■■ 田 444 m<sup>2</sup> の計4筆1,496 m<sup>2</sup>について  
高さ最大1.1メートルの盛土を自ら実施する計画です。  
農地改良に係る造成は、花崗土を選別した小石で0.1～0.5メートルほど盛土し、その上に花崗土で0.4～0.6メートルほど盛土を行い、盛土端部は1:2の緩勾配の法面にして土砂の流出を防止する計画となっています。  
客土後は■■■■■を栽培することとしており、農地改良にあたって隣接農地関係者の同意も得ています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この現場については、今日も確認しました。この間の少しの雨でもぬかるむような場所です。現状としては、作物は米しか作れないような場所です。客土して■■■■■を植えるのは、致し方ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番から5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■■■■■■ 畑 192 m<sup>2</sup> について  
2番は、■■■■ 在住の■■■■ さん所有の  
■■■■■■■■■■ 畑 612 m<sup>2</sup> と  
■■■■■■■■■■ 畑 142 m<sup>2</sup> と  
■■■■■■■■■■ 畑 521 m<sup>2</sup> と  
■■■■■■■■■■ 畑 460 m<sup>2</sup> の計4筆1,735 m<sup>2</sup>について  
3番は、■■■■ 在住の■■■■ さん所有の  
■■■■■■■■■■ 畑 730 m<sup>2</sup> について  
4番は、■■■■ 在住の■■■■ さん所有の  
■■■■■■■■■■ 畑 457 m<sup>2</sup> と  
■■■■■■■■■■ 畑 434 m<sup>2</sup> の計2筆891 m<sup>2</sup>について  
5番は、■■■■ 在住の■■■■ さん所有の  
■■■■■■■■■■ 畑 1,234 m<sup>2</sup> について  
■■■■■■■■■■ の■■■■■■■■■■ が、1番と2番は新たに借り受け、3番と  
4番は引き続き借り受け、5番は再度借り受けるものです。  
1番と3番から5番の申請地では■■■■■■■■■■、2番の申請地の■■■■■■■■■■、■■■■  
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■では■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■では■■■■■■■■■■を栽培する計画で、期間は1  
番から4番については5年間、5番については6年4月間の賃貸借となっ  
ています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 下から確認したら雑木林に■■■■■■■■■■があったかもしれず確認できていません  
が、特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、  
事務局から説明をお願いします。



事務局 6番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 田 1,120 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 田 1,048 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 田 78 m<sup>2</sup> と  
**■■■■** 畑 646 m<sup>2</sup> の計4筆2,892 m<sup>2</sup>について  
**■■■■**の**■■■■**さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、**■■■■**を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この畑は荒れて20年近く経ちます。**■■■■**さんが2年かけて農地を再生させ  
**■■■■**を栽培するそうです。ただ、**■■■■**と道との境界がわからず、**■■■■**  
**■■■■**が入り込んでいるように思います。**■■■■**さんが**■■■■**  
**■■■■**栽培するには、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、  
3番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【3番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■** 田 1,219 m<sup>2</sup> について  
**■■■■**の**■■■■**さんが、再度借り受けるものです。  
申請地では、**■■■■**を栽培する計画で、期間は2年11月間の賃貸借  
となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は3番委員です。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【3番委員着席】

3番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の  
■■■■■■■■■■ 2416番 畑 215㎡ について  
■■■■■■■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 この畑は、■■■■さんが草刈り等管理をされています。この春に■■■■■■■■■■を植える予定だそうです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【6番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

9番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■田 1,179 m<sup>2</sup> と  
■■■■田 397 m<sup>2</sup> と  
■■■■畑 1,000 m<sup>2</sup> の計3筆2,576 m<sup>2</sup>について  
■■■■の■■■■が、■■■■、■■■■は■■■■さん  
から借受名義を変更して引き続き借り受け、■■■■は新たに借り受ける  
ものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ  
ています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長

地元委員は6番委員です。この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【6番委員着席】

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、  
事務局から説明をお願いします。

事務局

10番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■田 604 m<sup>2</sup> と  
■■■■田 533 m<sup>2</sup> の計2筆1,137 m<sup>2</sup>について  
■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ  
ています。





申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員

(所有者の)■■■■さんが年を取ったので、荒れてはいけないため、今回、■■■■さんに声がかかりました。問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

#### 【6番委員着席】

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

次に、議案第4号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号は、■■■■さんの認定申請となっております。これは前回令和元年10月15日に審査し、認定された青年等就農計画の変更の申請になります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について変更部分を説明します。計画全体を通しての変更ですが、現状部分については、令和3年中の現状を記入しております。対象箇所は、12ページの年間農業所得、年間労働時間、農業経営の規模に関する目標の現状の作付面積と生産量、借入地、13ページ目の作業受託、生産方式に関する目標の機械・施設の台数、農業経営の構成、雇用者です。次に、個々の変更点を説明いたします。まず、12ページをご覧ください。

■■■■さんが離農したことにより、前回は、■■■■でしたが、今回は■■■■さんのみの申請に変更しております。それに伴い、13ページの農業経営の構成の欄から■■■■さんの内容を削除してお

ります。12ページに戻ってください。次に変更した点は、年間農業所得の目標額で、[ ]に変わったため、目標額を[ ]円から[ ]円に変更しております。農業経営の規模に関する目標としまして、前は[ ]を[ ]、[ ]を[ ]としていましたが、[ ]を[ ]、[ ]を[ ]に変更しております。また、目標借入地を[ ]から[ ]に変更しております。次のページをご確認ください。作業受託に関しまして、前回までは記載しておりましたが、今回、削除しております。雇用者に関しまして、常雇用を1人から0人に、臨時雇用の実人数を2人から7人に、延べ人数を50人から180人に変更しております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとします。

次に、議案第5号（農業経営改善計画認定の審査）について、6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

#### 【6番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号は、[ ]の[ ]の農業経営改善計画の認定申請となっております。[ ]は2回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。[ ]は、[ ]地区を中心に[ ]を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、[ ]で耕作放棄地等の農用地を借り上げ、規模拡大を図るとともに、農地や設備の充実のために、制度資金や補助事業等を活用することです。目標年間所得は[ ]円、目標年間労働時間は[ ]時間となっています。現在、[ ]生産していますが、5年後の

計画で、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX生産する計画となっています。生産方式の合理化については、農業委員会等の協力を得て、農地規模の拡大を図りつつ、農地の集約化を行い、作業効率の改善に努めるそうです。また、隔年結果や台風により生産が不安定なため、剪定改善等の技術対策と防風対策により、生産の安定と増収を図るそうです。更に、労働分散を考慮した品種構成を組み立てるとのことです。経営管理の合理化については、インターネット販売を強化するとともに、SNSを活用し顧客に向けて情報発信するとのこと。農業従事の態様の改善については、年間雇用計画が策定できていないことから、効率的な雇用計画を策定し遵守するとのこと。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

【6番委員着席】

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。  
議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。  
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 皆さん、お疲れ様でした。コロナ（感染）も流行っておりますし、くれぐれもお身体には気を付けてください。  
ご審議ありがとうございました。  
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時45分

議 長 会長



議事録署名人 11 番

議事録署名人 12 番